

トピックス

多文化共生センターを紹介します

多文化共生センターは、在住外国人の生活や活動を支援するとともに、異文化理解を深めるための交流や学習、生活相談ができる多文化共生の拠点施設です。

12月からベトナム語での相談も受け付けています。

施設内には伊賀市国際交流協会の事務所がありますので、国際交流に関心のある人もぜひお越しください。



【業務内容】

- 外国人の生活相談
- (通訳、映像通訳13カ国語に対応)
- 多言語による情報提供
- 多文化共生に関する相談窓口
- 日本人と外国人の交流イベント
- 各種講座 など

【開所時間】

平日、第2・第4日曜日
午前9時～午後5時
(祝日・年末年始を除く。)

【LJIN】

上野東町20955

【通訳担当】

- 月曜日 英語・ベトナム語
- 火曜日 ポルトガル語・スペイン語
- 水曜日 英語・ポルトガル語・スペイン語
- 木曜日・第2日曜日 中国語
- 金曜日・第4日曜日 英語

※無料で使えるパソコンや有料のカラーコピー機を設置しています。
※領事館や入管のオンライン申請などのパソコン操作をスタッフがお手伝いします。

【問い合わせ先】

- 多文化共生センター
- ☎22・9629 フェイスブックID: @igashitkc
- 市民生活課
- ☎22・9638 FAX22・9641
- ✉shimin@city.iga.lg.jp



トピックス

水道管の冬支度をしましょう

気温がマイナス4度以下になると水道管の中の水が凍るといわれています。12月から2月にかけて、水道管の凍結や破損事故などが多く起きます。このような事故を防ぐため、水道管の凍結防止対策をお願いします。

◆防寒材を取り付けましょう

むき出しになっている水道管や蛇口に、保温材・古い毛布・布きれなどを巻きつけ、その上からビニールテープなどを巻いて保護してください。

◆水道管が凍って水が出ないとき

凍ったと思われる水道管の露出した部分に、タオルなどをかぶせ、その上からゆつくりとぬるま湯をかけてください。急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破損することがありますので注意してください。

◆水道管や蛇口が破損したとき

量水器（メーター）のそばにある止水栓を止めてください。止水栓がわからなかったり、止められないときは、破損した部分に布やテープなどを巻きつけて応急処置をし、市の水道指定工事店へ修理を依頼してください。

※量水器より内線（宅内）側で、破損（漏水）により発生した水道の料金は本人負担となります。

※水道指定工事店について、詳しくは「伊賀市」のガイドブックをご覧ください。

※この時期に長期間留守にする場合は、止水栓を閉めるなどの対応をお勧めします。



【申込先・問い合わせ先】

- 水道の給水申し込み・漏水・水道メーターの取り替えなど
- 上下水道部水道工務課
- ☎24・0002 FAX24・0006
- ✉suidou-koumu@city.iga.lg.jp
- 検針・開閉栓・料金など
- 水道お客様センター
- ☎24・0013 FAX24・0007
- ※土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。



トピックス

人権作品市長賞

市民の皆さんの人権問題に対する関心を深め、人権意識の高揚を図るために、人権作品（作文・ポスター・標語）を募集し、総応募数15、156点の中から、市長賞・優秀賞・佳作・入選作品を決定しました。

その中から市長賞を受賞された皆さんの作品を紹介します。（敬称略）
また、12月中、2020年度伊賀市人権作品受賞作のパネル展を本庁舎3階で開催しています。

◆作文

○小学生の部

「大好きな父」

壬生野小学校6年

ダシルバ 流愛 ヲエロニカ

○中学生の部

「個性が認められる社会を目指して」

霊峰中学校3年 稲葉 歩乃美

◆標語

○小学生の部

「行動で示してみよう」

その言葉

青山小学校5年 中尾 颯汰

○中学生の部

「変わるのには 周りじゃなくて 自分から」

大山田中学校3年 北村 颯士

◆ポスター

○小学校低学年の部



大山田小学校1年
中森 優人

○小学校高学年の部



友生小学校6年
前原 優衣

○中学生の部



城東中学校3年
奥 くるみ

トピックス

もう一度考えてみませんか？ 部落差別解消推進法

「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」は、2016年12月16日に施行されました。この法律の施行に伴い、若い世代を中心に差別を解消しようとする取り組みを進めている人たちも増えてきています。

法律の施行から今年で5年目となります。この機会に部落差別についてももう一度考えてみましょう。

◆部落差別の現状

部落差別は、以前とは形を変えて現在も残っています。

部落差別解消推進法第1条では、部落差別が現在もあることを明記した上で、情報化社会の進展に伴って、差別の状況が変わっていることを明らかにしています。

2015年に実施した人権に関する市民意識調査では、90%以上の人々が「差別は恥ずべき行為だ」と回答しており、直接的な差別行為は少なくなってきたというかもしれません。

しかし、インターネット上で被差別部落とされる地区やそこに住む人々を誹謗・中傷するコメントが投稿されるなど、今まで見えなかった部落差別意識が表面化しています。

また、交際や結婚など、自分に直接関わる場面では、普段眠っている差別意識が表面化し、被差別部落の出身であることを理由に断るなどの差別事例も発生しています。

◆部落差別は

◆当事者だけの問題ではありません

皆さんは「自分は被差別部落の出身者ではないし、差別もしないから関係がない」と思っていないでしょうか。

普段の生活の中で、部落問題について考えたり、差別の場面に直接遭遇したりすることは少ないかもしれませんが、

しかし、社会に差別意識がまだまだ残っているために、被差別部落出身者の人は、自分の出身地を話すことができなかったり、交際や結婚の際に差別されるのではないかと不安を抱いたりするなど、生きにくさを感じています。

誰もが安心して生きていける社会をつくっていくのは、私たち一人ひとりでです。

この機会にもう一度この法律ができた意義を考えてみましょう。



【問い合わせ】 人権政策課
TEL 22・9683 FAX 22・9684
E-mail jinken-danjo@city.iga.lg.jp



【問い合わせ】 人権政策課
TEL 22・9683 FAX 22・9684
E-mail jinken-danjo@city.iga.lg.jp